

## 第十章 水防活動



## 十章 水防活動

### 第一節 雨量・水位・潮位の監視と通報

#### 1 要領

##### (1) 水防本部の事務

- ア 愛知県テレメータシステムにより県内の降雨状況、水位・潮位情報を監視する。又、国土交通省の市町村向け川の防災情報により広域的な降雨状況を監視する。
- イ 国土交通省中部地方整備局に対し、県内の雨量・水位・潮位情報を的確に伝送する。
- ウ 雨量・水位・潮位情報の収集、監視及び伝送が的確に行われるよう施設の円滑な運営に努める。
- エ 施設に障害が発生した場合、速やかに復旧に努めるとともに、必要に応じ関係建設事務所より雨量・水位・潮位情報を補う。
- オ 建設事務所はじめ関係機関より、降雨状況の速報、地点水位状況図、地点潮位比較図等詳細な情報を要求された場合、速やかに必要な情報を提供する。
- カ 必要に応じ、雨量情報を名古屋地方気象台に通報する。

##### (2) 建設事務所の事務

- ア 愛知県テレメータシステムにより管内の降雨状況、管内河川の水位・流量の状況（以下「水位状況等」という。）を監視し、国土交通省の市町村向け川の防災情報により広域的な降雨状況、上流の水位・流量の情報（以下「水位情報等」という。）を監視する。
- イ 出動水位（相当）に達した等の場合には、「異常気象時における河川・海岸の緊急活動要綱」に基づいて巡視・点検を行い、それにより得た情報を関係する市町村及び水防管理団体に提供する。
- ウ 雨量・水位・潮位情報の収集、監視及び水防本部への伝送が的確に行われるよう施設の円滑な運営に努める。
- エ 施設に障害が発生した場合、速やかに復旧に努めるとともに、必要に応じ市町村等より雨量・水位・潮位情報の欠落した情報を補う。また、水防本部をはじめ他機関より要求のあった場合はこの情報を提供する。
- オ 降雨状況の速報、地点水位状況図、地点潮位比較図等の詳細な情報を必要とする場合、水防本部に依頼し、必要な情報を得る。

##### (3) 港務所の事務

特に必要な場合、風向及び風速の概要並びに波高（潮位の動きの平均値より波頭までの高さ）及び波頭より防潮堤上端（天端）までの余裕を県水防本部、関係建設事務所及び関係機関に通報する。

##### (4) 国土交通省の事務

- (1) (2)にかかわらず、国土交通省木曾川上流河川事務所及び木曾川下流河川事務所は木曾川及び長良川に関する水位情報を、同豊橋河川事務所は矢作川並びに豊川及び豊川放水路に関する水位情報等を、同庄内川河川事務所は庄内川、矢田川に関する水位情報を、県水防本部はじめ関係機関に対し、必要に応じて報告する。

- (5) 名古屋地方気象台の事務  
県水防本部より要求があったとき、速やかに雨量情報を県水防本部に通知する。
- (6) 水防管理団体の事務  
水防管理団体においても、愛知県水防テレメータシステム等により積極的に水位情報の収集に努めるものとする。

## 2 水位の通報及び公表

### (1) 水位の通報（法第12条第1項）

水防管理者又は量水標管理者は、洪水予報・水位情報の周知・水防警報伝達に係る基準観測局からの水位情報を、次のとおり関係者に通報する。

#### ア 通報の開始

水位が上昇し、水防団待機（指定（通報））水位に達したときから開始する。

#### イ 通報の終了

水位が下降し、水防団待機（指定（通報））水位以下に下がったときに終了する。

#### ウ 通報の間隔

1時間ごとにその時刻の水位変動状況を通報することを標準とするが、氾濫注意（警戒）水位に達した場合、最高水位に達した場合、急激な水位上昇を観測した場合等必要に応じて随時その時刻と水位を通報する。

水防団待機水位（指定（通報））情報の通報については、国土交通省統一河川情報システム、又は愛知県水防テレメータシステムが正常に機能している場合は省略することができる。ただし、システムに障害が生じた場合は、電話やファックスなどで通報するものとする。

### (2) 水位の公表（法第12条第2項）

量水標管理者は洪水予報・水防警報・避難判断水位（特別警戒水位）情報伝達に係る基準観測局等からの水位情報を国土交通省ホームページ「川の防災情報」（<http://www.river.go.jp>）又は愛知県ホームページ「愛知県川の防災情報」（<http://www.kasen-owari.jp/>）に掲載し、公表する。

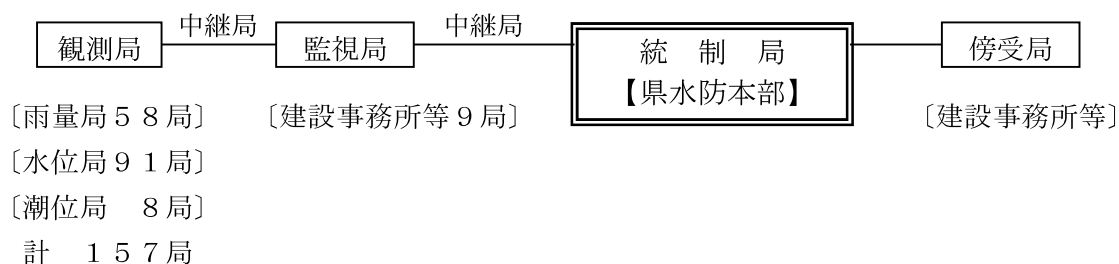
(3) 水位周知河川については、避難判断水位に達した場合に通報する。

## 3 愛知県水防テレメータシステム

### (1) 概要

無線を介して雨量・水位・潮位を遠隔集中監視するシステムであり、県水防本部と各建設事務所間で整備している。

### (2) 構成



4 愛知県水防テレメータシステム雨量観測局

水系名	観測所名	所在地	水系名	観測所名	所在地	
木曽川	犬山	犬山市大字富岡字小野洞 (小野洞砂防公園駐車場)	矢作川	足助	豊田市足助町岡田3-1 (豊田加茂建設事務所足助支所)	
	名古屋	名古屋市中区三の丸2-6-1 (三の丸庁舎)		藤岡	豊田市藤岡飯野町田中245 (豊田市役所藤岡支所)	
庄内川	瀬戸	瀬戸市追分町64-1 (瀬戸市役所)		小原	豊田市小原町大草441-1 (豊田市役所小原支所)	
	松本	春日井市出川町北之坪 (松本観測所)		旭	豊田市小渡町船戸15-1 (豊田市役所旭支所)	
	春日井	春日井市柏原町1-97-1 (春日井市民文化センター)		明川	豊田市明川町オクマノ2-32 (明川観測所)	
	小牧	小牧市堀之内3-1 (小牧市役所)		稲武	豊田市稲武町竹ノ下1-1 (豊田市役所稲武支所)	
	久地野	北名古屋市久地野字権現地内 (久地野観測所)		木瀬ダム	豊田市三箇字下山5-16	
	味美	春日井市味美町3 (味美観測所)		作手	新城市作手高里字縄手上32 (新城市作手総合支所)	
	大治	海部郡大治町大字八ツ屋字東田面50地先 (大治観測所)		豊川	新城	新城市片山字西野畑532-1 (新城設楽建設事務所)
	江南	江南市飛高町宮町214 (般若川調整池発電機室)			長篠	新城市長篠字下り箆1-2 (新城市鳳来総合支所)
矢作川	岡崎	岡崎市明大寺本町1-4 (西三河建設事務所)	海老		新城市玖老勢字新井9 (新城市学童農園山びこの丘協会)	
	額田	岡崎市檜山町字山ノ神21-1 (岡崎市役所額田支所)	設楽		北設楽郡設楽町田口字川原田6-18 (新城設楽建設事務所設楽支所)	
	雨山ダム	岡崎市雨山町竹ノ下31-2	豊橋	豊橋市今橋町6番地 (東三河建設事務所)		
	豊田	豊田市常盤町三丁目28 (豊田加茂建設事務所)	天竜川	東栄	北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑16-5 (東栄観測所)	
	下山	豊田市大沼町越田和37-1 (豊田市役所下山支所)		津具	北設楽郡設楽町津具字下川原5-1 (設楽町津具総合支所)	

水系名	観測所名	所在地	水系名	観測所名	所在地
天竜川	豊根	北設楽郡豊根村坂宇場字宮嶋29-3 (豊根観測所)	境川	井ヶ谷	刈谷市井ヶ谷町稲葉崎99 (井ヶ谷観測所)
	富山	北設楽郡豊根村富山字下栃13-3 (豊根村役場富山支所)	猿渡川	知立	知立市上重原町蔵福寺124 (知立建設事務所)
天白川	植田川	名古屋市名東区猪高町地内 (植田川観測所)	高浜川	安城	安城市桜町18番23号 (安城市役所)
	日進	日進市蟹甲町中島268 (日進市役所)		高浜川	碧南市丸山町1-34 (高浜川水門)
日光川	日光川	海部郡飛島村大字梅之郷字宮東地先 (日光川排水機場)	梅田川	二川	豊橋市大岩町火打坂19-16 (豊橋市視聴覚教育センター)
	一宮	一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4 (一宮建設事務所)	汐川	田原	田原市田原町柳町 (柳町水位観測所)
	戸荻	一宮市萩原町築込字西古川1 (戸荻観測所)	免々田川	渥美	田原市福江町宮の脇48 (愛知県渥美観測所)
	大里	稲沢市奥田酒伊町1-4 (奥田遊水池内)	音羽川	御油	豊川市御油町美世賜185-1 (御油公民館)
	津島	津島市西柳原町1丁目14 (海部建設事務所)	佐奈川	豊川	豊川市金屋西町三丁目14 (愛知県豊川観測所)
阿久比川	阿久比	知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50 (阿久比町役場)	沿岸	東海	東海市大田町下浜田164-5 (愛知県愛知用水水道事務所)
新江川	美浜	知多郡美浜町大字河和字北田面106 (美浜町役場)		半田	半田市瑞穂町2丁目2-1 (知多建設事務所)
北浜川	西尾	西尾市寄住町下田13 (西三河建設事務所西尾支所)		常滑	常滑市港町二丁目地内 (鬼崎験潮所)
境川	泉田	刈谷市泉田町西中浜5-2地先 (泉田観測所) 境川橋下流左岸		南知多	知多郡南知多町大字豊浜字薬師堂45 (南知多町立豊浜中学校)
	一ツ木	刈谷市一ツ木町西田60-1地先 (一ツ木水位観測所)		蒲郡	蒲郡市浜町地先 (蒲郡緑地公園)

5 愛知県水防テレメータシステム水位観測局

№	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0点高	水防団待機水位 (第一基準)	氾濫注意水位 (第二基準)	出動水位 (第三基準)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	堤防高	
1	日光川	日光川	日光川内水位	-4/800	海部	海部郡飛島村大字梅之郷字宮東	TP m	-7.20	0.00	-	-	-	-	(1.5)	4.10	
2			日光川外水位	-4/800		海部郡飛島村大字梅之郷字宮東	TP m	-4.50	0.00	-	-	-	-	-	(4.52)	6.00
3			★古瀬	9/600		愛西市古瀬町村前14番地先	TP m	-3.10	0.00	★0.90	★1.30	★1.50	★1.60	★1.90	3.04	
4			★戸苜	19/750		一宮市萩原町築込字西古川1番地	TP m	-0.46	0.00	★1.70	★2.30	★2.60	★2.90	★3.50	4.40	
5			三条	23/400		一宮市西五城板倉前西切	TP m	0.07	0.00	(2.03)	(2.90)	(3.59)	-	(4.66)	5.44	
6		善太川	善太	2/000	海部	海部郡蟹江町大字新千秋後東412番4地先	TP m	-5.50	0.00	-	-	-	-	-	(-2.45)	-2.30
7		福田川	福田	1/000		名古屋港区福屋2丁目116番地先	TP m	-3.70	0.00	-	-	-	-	-	(1.50)	1.50
8			★新居屋	10/000		あま市新居屋上権現61番地	TP m	1.69	0.00	(-0.10)	(0.25)	(0.60)	★0.70	★0.95	1.95	
9		蟹江川	須成	4/800		海部郡蟹江町大字須成字井ノ蕪313-1	TP m	-2.60	0.00	-	-	-	-	-	(0.80)	2.30
10			蟹江	-0/200		海部郡蟹江町大字蟹江本町字菜花野地先	TP m	-4.70	0.00	-	-	-	-	-	(0.20)	3.70
11			★木田	9/880		あま市金岩535番地先	TP m	-0.70	0.00	(0.50)	(0.90)	(1.20)	★1.30	★1.55	2.25	
12		目比川	目比	1/440		津島市葉苜町字九日田489番地先	TP m	-2.20	0.00	(0.70)	(1.10)	(1.60)	-	(2.03)	2.80	
13		三宅川	井堀	4/250		一宮	稲沢市井堀川東町地先	TP m	-0.50	0.00	(0.60)	(1.10)	(1.40)	-	(2.00)	2.80
14		領内川	諏訪	0/670		稲沢市平和町勝幡新田地先	TP m	-2.98	0.00	(0.50)	(0.80)	(1.10)	-	(1.50)	2.50	
15			★祖父江	6/840		稲沢市祖父江町大牧三反田	TP m	-2.00	0.00	(0.10)	(0.75)	(1.30)	★1.60	★2.10	3.04	
16	筏川	筏川	筏川	0/000	海部	弥富市東末広八丁目40番の2	TP m	-3.10	0.00	-	-	-	-	(-1.20)	0.27	
17	木曽川	郷瀬川	郷瀬川	1/300	一宮	犬山市大字犬山字一本杉33番地の3地先	河床m	-0.33		(1.30)	(2.00)	(2.60)	-	(3.50)	4.45	
18		新郷瀬川	羽黒	3/620		犬山市羽黒新外山地先	河床m	0.00		(1.50)	(2.00)	(2.37)	-	(2.98)	4.35	
							TP49.10m	49.43	TP50.73m	TP51.43m	TP52.03m		TP52.93m	TP53.88m		
							TP52.76m	52.76	TP54.26m	TP54.76m	TP55.13m		TP55.74m	TP57.11m		
19	庄内川	新川	新川下之一色	3/250	尾張	名古屋市中川区下之一色町三角地先	TP m	-4.20	0.00	(1.00)	(1.80)	(2.20)	-	(3.60)	5.00	
20			大治	11/250		海部郡大治町八ツ屋東田面50番地先	TP m	-2.10	0.00	(1.20)	(2.10)	(2.90)	-	(4.00)	5.00	
21			水場川外水位	16/000		清須市阿原地内	TP m	-2.40	0.00	★2.00	★3.00	★3.90	★4.40	★5.20	6.20	
22		水場川	水場川内水位	0/090		清須市阿原地内	TP m	-2.70	0.00	(1.50)	(2.60)	(3.00)	-	(3.30)	3.40	
23			新川	久地野		20/080	北名古屋市久地野南権現地先	TP m	-0.50	0.00	(3.20)	(4.50)	(5.40)	-	(6.57)	7.80
24		五条川	一場	4/700		清須市一場地内	TP m		0.00							5.85
25			★春日	6/650		清須市春日振形127番1地先	TP m	1.60	0.00	(3.10)	(3.90)	(4.60)	★4.90	★5.40	7.20	
26			曾本	18/700		江南市小折本町地先	河床m	-0.12		(0.80)	(1.20)	(1.60)	-	(2.20)	2.70	
							TP11.50m	11.62	TP12.42m	TP12.82m	TP13.22m		TP13.82m	TP14.32m		
27		★曾野	13/710	一宮	岩倉市曾野町隅田地先	河床m	0.00		(1.85)	(2.60)	(3.15)	★3.65	★4.05	5.20		
							TP3.15m	3.15	TP5.00m	TP5.75m	TP6.30m	TP6.80m	TP7.20m	TP8.35m		
28	青木川	★赤池	2/080		一宮市丹陽町九日市場	河床m	0.24		(1.70)	(2.40)	(2.90)	★3.35	★3.70	4.25		
					字南向川田37番地	河床m	TP 2.70m	2.46	TP 4.16m	TP 4.86m	TP 5.36m	TP 5.81m	TP 6.16m	TP 6.71m		

№	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0点高	水防団待機水位 (第一基準)	氾濫注意水位 (第二基準)	出動水位 (第三基準)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	堤防高		
29	庄内川	地藏川	勝川	0/350	尾張	春日井市森山田町65番地先	河床m	-0.11		(1.00)	(1.60)	(2.00)	-	(2.60)	3.20		
									TP 9.00m	9.11	TP10.11m	TP10.71m	TP11.11m		TP11.71m	TP12.31m	
30		大山川	★豊山	2/000		西春日井郡豊山町大字青山字東川	河床m	-0.10		(2.90)	(3.80)	(4.20)	★4.20	★4.70	6.00		
								TP 3.34m	3.44	TP 6.34m	TP7.24m	TP7.64m	TP 7.64m	TP 8.14m	TP 9.44m		
31			二重堀	8/000		小牧市大字二重堀地内	河床m	0.00		-	-	-	-	-	-	4.80	
								TP20.95m	20.95							TP25.75m	
32		合瀬川	自才橋	8/900		小牧市大字小牧原新田地内	河床m	0.00		-	-	-	-	-	-	3.10	
								TP22.5m	22.50							TP25.60m	
33		中江川	中江川内水位	0/220		北名古屋市片場地内	TP m		0.00	-	-	-	-	-	-	(6.40)	7.20
34			中江川外水位	0/140		北名古屋市片場地内	TP m		0.00	-	-	-	-	-	-	(7.05)	7.80
35		鴨田川	鴨田川内水位	0/000		北名古屋市九之坪地内	TP m		0.00	-	-	-	-	-	-	(3.00)	4.80
36		新川	鴨田川外水位	18/000		北名古屋市九之坪地内	TP m		0.00	-	-	-	-	-	-	(6.00)	7.40
37		矢田川	★平子	13/410		尾張旭市庄内中町字南島地先	河床m	-1.46		(2.00)	(2.20)	(2.35)	★2.35	★2.65	5.00		
								TP38.90m	40.36	TP42.36m	TP42.56m	TP42.71m	TP42.71m	TP43.01m	TP45.36m		
38			長栄八反	8/000		名古屋市守山区小六町地内	河床m	0.00		-	-	-	-	-	-	7.30	
								TP15.68m	15.68							TP22.98m	
39		香流川	★猪子石	1/550		名古屋市名東区猪高町大字猪子石 字神ノ木55番地先	河床m	-0.86		(0.60)	(1.10)	(1.50)	★1.85	★2.10	4.10		
								TP25.00m	25.86	TP26.46m	TP26.96m	TP27.36m	TP27.71m	TP27.96m	TP29.96m		
40	瀬戸川	共栄橋	1/300	瀬戸市川西町一丁目10-2地先	河床m	0.00		(1.50)	(2.00)	(2.30)	-	-	(2.90)	3.70			
						TP69.22m	69.22	TP70.72m	TP71.22m	TP71.52m			TP72.12m	TP72.92m			
41	内津川	★松本	2/100	春日井市出川町四石田70-2地先	河床m	-0.17		(1.10)	(1.60)	(2.00)	★2.00	★2.20	4.60				
						TP39.64m	39.67	TP40.77m	TP41.27m	TP41.67m	TP41.67m	TP41.87m	TP44.27m				
42		内津川 旧河川	4/400	春日井市松本町	河床m	-0.66		(0.91)	(1.51)	(2.11)	-	-	(2.91)	5.00			
						TP35.93m	36.59	TP37.50m	TP38.10m	TP38.70m			TP39.50m	TP41.59m			
43	内津川 放水路	内津川 放水路	1/400	春日井市出川町北之坪	河床m	-0.34		(1.70)	(2.40)	(2.90)	-	-	(3.50)	5.70			
						TP34.00m	34.34	TP36.04m	TP36.74m	TP37.24m			TP37.84m	TP40.04m			
44	八田川	★味美	2/400	春日井市味美町3丁目	河床m	1.63		★3.90	★4.50	★4.70	★5.20	★5.55	6.70				
						TP11.63m	10.00	TP13.90m	TP14.50m	TP14.70m	TP15.20m	TP15.55m	TP16.70m				
45	山崎川	山崎川	★瑞穂	6/000	名古屋市瑞穂区豊岡通3丁目29番地先	河床m	0.00		(2.20)	(3.00)	(3.50)	★3.50	★4.05	5.60			
						TP 0.80m	0.80	TP 3.00m	TP 3.80m	TP 4.30m	TP 4.30m	TP 4.85m	TP 6.40m				
46	天白川	天白川	★天白川	7/370	名古屋市南区中江二丁目地内	TP m	0.60	0.06	★2.90	★3.95	★4.90	★4.90	★6.05	8.94			
47			天白島田	10/150	名古屋市天白区中砂地内	TP m	7.07	0.00	(9.40)	(10.00)	(11.00)	(11.00)	(12.10)	14.65			
48		扇川	★鳴海	4/300	名古屋市緑区鳴海町字向田4番7地先	TP m	0.00	0.00	(1.40)	(2.50)	(2.85)	★2.85	★3.50	4.80			



No	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0点高	水防団待機水位 (第一基準)	氾濫注意水位 (第二基準)	出動水位 (第三基準)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	堤防高	
49	矢田川	矢田川	大野	0/600	知多	常滑市大野町5丁目134番1地先	TP m	-0.70	0.00	-	-	-	-	(1.90)	2.60	
50	阿久比川	阿久比川	岩滑阿久比川	3/300		半田市岩滑東町1丁目128番地先	TP m	-0.20	0.00	(1.60)	(2.50)	(3.30)	-	(4.60)	5.30	
51	十ヶ川	十ヶ川	岩滑十ヶ川	1/550		半田市岩滑東町1丁目128番地先	TP m	-1.30	0.00	-	-	-	-	(1.70)	3.60	
52	阿久比川	阿久比川	★宮津	5/300		知多郡阿久比町大字棕岡字高田300番地先	TP m	1.76	0.00	(3.30)	(4.15)	(4.85)	★5.45	★5.95	8.16	
53	境川	境川	★泉田	7/330	知立	刈谷市泉田町西中浜5番2地先	TP m	1.10	0.00	★3.10	★3.85	★4.35	★4.65	★5.20	8.30	
54			井ヶ谷	12/400		刈谷市井ヶ谷町稲葉崎地先	TP m	8.90	0.00	(11.80)	(12.40)	(12.80)	-	(13.50)	15.30	
55			西一色	16/000	豊田加茂	みよし市西一色町塚ノ下41番地先	河床m	-0.20		(1.40)	(2.30)	(2.70)	-	(3.30)	4.10	
							TP20.18m	20.38	TP21.78m	TP22.68m	TP23.08m		TP23.68m	TP24.48m		
56		石ヶ瀬川	大府	2/000	知多	大府市月見町4丁目地内	TP m	2.00	0.00	(3.50)	(4.10)	(4.60)	-	(5.45)	6.50	
57		発杭川	発杭川水門内	1/400	知立	刈谷市泉田町半崎98-1	TP m								(3.14)	4.60
58			発杭川水門外	1/400		刈谷市泉田町半崎98-1	TP m								(4.14)	4.60
59			発杭川排水内	2/800		刈谷市泉田町地先	TP m			(2.80)	(3.00)				(3.62)	4.00
60			発杭川排水外	8/270		刈谷市泉田町地先	TP m			(4.50)	(5.50)				(6.58)	8.60
61		逢妻川	逢妻川	1/270		刈谷市港町4丁目1番地先	TP m	-2.60	0.00	-	-	-	-	(2.30)	3.30	
62		★一ツ木逢妻川	8/450		刈谷市一ツ木町西田60番1地先	TP m	0.00	0.00	★2.70	★3.35	★3.90	★4.00	★4.80	5.90		
63	水千川	一ツ木水千川	0/000		刈谷市一ツ木町西田60番1地先	TP m	-1.40	0.00	-	-	-	-	(1.90)	2.50		
64	流れ川	一ツ木流れ川	0/000		刈谷市一ツ木町西田60番1地先	TP m	-1.00	0.00	(2.00)	(2.00)	-	-	(2.00)	2.50		
65	逢妻川	西町逢妻川	10/600		知立市西町宮後2番地先	TP m	1.09	0.00	(3.00)	(3.80)	(4.30)	(4.50)	(6.30)	7.10		
66	逢妻女川	★千足	10/120	豊田加茂	豊田市千足町地内	河床m	-0.18		(1.45)	(1.80)	(1.90)	★1.90	★2.20	3.30		
						TP26.15m	26.33	TP27.78m	TP28.13m	TP28.23m	TP28.23m	TP28.23m	TP28.53m	TP29.04m		
67	逢妻男川	若林	5/700		豊田市中根町小根崎4-68地先	河床m	-0.70		(1.60)	(2.40)	(3.00)	-	(3.90)	4.50		
						TP 9.60m	10.30	TP11.90m	TP12.70m	TP13.30m			TP14.20m	TP14.80m		
68	猿渡川	猿渡川	高須	2/600	知立	刈谷市高須町懸貝20番1地先	TP m	-1.30	0.00	(1.30)	(2.00)	(2.50)	-	(3.40)	4.00	
69			★猿渡川	6/950		知立市新林町立野158番地先	TP m	1.68	0.00	(3.25)	(3.80)	(4.15)	-	★4.65	5.83	
70	高浜川	高浜川	衣ヶ浦	-0/200		高浜市田戸町3丁目50番地先	TP m	-4.90	0.00	-	-	-	-	(3.65)	4.00	
71			高浜川水門内水位	0/600		碧南市丸山町1丁目34番地	TP m			(0.90)	(0.90)			(1.40)		
72			高浜川水門外水位	0/600		碧南市丸山町1丁目34番地	TP m			(1.10)	(1.10)			(3.65)		
73		油ヶ淵	油ヶ淵	2/000		碧南市金山町2丁目1番13地先	TP m	-4.00	0.00	-	-	-	-	(1.40)	3.00	
74	北浜川	北浜川	北浜	2/950	西三河	西尾市徳永町八ツ田50-3地先	TP m	-1.00	-0.02	(0.60)	(1.10)	(1.40)	-	(1.90)	2.60	
75	矢作川	鹿乗川	鹿乗川	8/600	知立	安城市東町大塚1番6地先	河床m	0.17		(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70	
							TP 5.17m	5.00	TP 6.85m	TP 7.45m	TP 7.85m		TP 8.55m	TP 9.70m		
76			筒針	13/650	西三河	岡崎市筒針町字下川田	TP m	9.41	0.00	-	-	-	-	-	12.00	
77			★小島	13/300		西尾市小島町郷前地先	河床m	-0.90		★3.85	★3.85	★4.75	★6.05	★6.10	8.80	
						TP 2.57m	3.47	TP 7.32m	TP 7.32m	TP 8.22m	TP 9.52m	TP 9.52m	TP 9.57m	TP12.27m		
78		★上横須賀矢作	6/960		西尾市吉良町上横須賀 字渡舟場28番地先	河床m	-0.60		★3.80	★3.80	★4.50	★5.50	★5.60	7.70		
						TP-0.66m	-0.06	TP 3.74m	TP 3.74m	TP 4.44m	TP 5.44m	TP 5.44m	TP5.54m	TP 7.64m		

№	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0点高	水防団待機水位 (第一基準)	氾濫注意水位 (第二基準)	出動水位 (第三基準)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	堤防高	
79	矢作川	広田川	上横須賀広田	2/970	西三河	西尾市吉良町上横須賀字渡舟場28番地先	河床m	-0.30		(2.20) TP 2.15m	(3.50) TP 3.45m	(4.30) TP 4.25m	-	(5.60) TP 5.55m	6.80 TP 6.75m	
80			★永良	8/900		西尾市下永良町鎮守地内	河床m	-0.10	2.30	(2.20) TP 2.20m	(3.10) TP 4.50m	(3.80) TP 6.10m	★4.60 TP 6.90m	★4.85 TP7.15m	8.55 TP10.85m	
81		乙川	★大平	7/600		岡崎市岡町字北久保3番地先	河床m	-0.60	20.87	(1.65) TP20.27m	(2.35) TP22.52m	(2.85) TP23.72m	★3.10 TP23.97m	★3.70 TP24.57m	4.90 TP25.77m	
82			茅原沢	11/700		岡崎市茅原沢町梁野 106番1地先	河床m	-0.40	33.25	(1.50) TP32.85m	(2.30) TP34.75m	(2.90) TP35.55m	-	(4.00) TP36.15m	5.60 TP37.25m	6.00 TP38.85m
83		伊賀川	伊賀川	3/500		岡崎市稲熊町5丁目36番地先	TP m	22.22	22.38	(23.50)	(23.90)	(24.20)			(24.70)	26.85
84		雨山川	栗田橋	2/100		岡崎市雨山町字ヒガン田45-1	河床m	0.30								5.55 TP234.7m
85		籠川	★京町	0/550		豊田加茂	豊田市京町4丁目50番地先	河床m	-0.40	229.33	(1.65) TP36.55m	(2.10) TP38.60m	(2.45) TP39.05m	★2.65 TP39.60m	★2.95 TP39.90m	6.00 TP42.95m
86		矢崎川	矢崎川	5/750		西三河	西尾市吉良町大字寺嶋桑原橋上流左岸	TP m	0.58	0.58	(1.99)	(2.75)	(3.28)	-	(4.46)	5.10
87	音羽川	音羽川	★国府	4/340	東三河	豊川市森1丁目13-1地先	河床m	-0.04	11.58	(1.40) TP11.54m	(1.85) TP12.98m	(2.15) TP13.73m	★2.40 TP13.98m	★2.70 TP14.28m	3.50 TP15.08m	
88	柳生川	柳生川	★花田	5/050		豊橋市前田南地内	TP m	0.19	0.00	(1.35)	(2.05)	(2.60)	★2.60	★3.50	4.10	
89	梅田川	梅田川	★浜道	5/520		豊橋市天伯町字八田平24-4	河床m	0.00	2.86	(2.35) TP 2.86m	(2.80) TP 5.21m	(3.05) TP 5.91m	★3.05 TP 5.91m	★3.70 TP 6.56m	4.40 TP 7.26m	
90	汐川	汐川	柳町	2/240		田原市柳町地内	TP m	-1.04	0.01	-	(1.50)	(1.90)	-	(2.60)	3.20	
91	佐奈川	佐奈川	★佐土	8/260		豊川市佐土町	河床m	0.02	16.13	(1.85) TP16.15m	(2.15) TP17.98m	(2.40) TP18.53m	★2.45 TP18.58m	★2.80 TP18.93m	4.03 TP20.16m	

★：水防法に基づく基準観測局及び基準水位

#### 水位解説

氾濫危険水位

一連の区間において、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位

(危険水位)

当該観測局の地点において、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位

避難判断水位

住民に対し氾濫発生危険性の危険性についての注意喚起を開始する水位

出動水位

水防団員等の出動を通知する水位

(第三基準)

危険水位満流流量の6割に相当する水位で、出動水位に相当するもの

氾濫注意水位

水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部団員の出動を通知する水位

(第二基準)

危険水位満流流量の4割に相当する水位で、氾濫注意水位に相当するもの

水防団待機水位

水防団員等が出動のために待機する水位

(第一基準)

危険水位満流流量の2割に相当する水位で、水防団待機水位に相当するもの

上記設定が困難な著しい感潮区間については、危険水位のみを設定している。また、排水機場内水位については、操作規則等を参考に設定可能なものについて設定している。

## 6 愛知県水防テレメータシステム潮位観測局

No	海岸名	箇所	観測所名	所管	所在地	単位	0点高	※	堤防高
1	伊勢湾	名古屋港	天百川河口	尾張	東海市南柴田町リノ割363-12	TP m	0	4.52	4.6
2		鬼崎漁港	鬼崎	知多	常滑市港町2	TP m	0	3.58	5.5
3	三河湾	師崎漁港	師崎			知多郡南知多町大字師崎字林崎	TP m	0	3.34
4		衣浦港	衣浦港	半田市十一号地		TP m	0	3.65	4.5
5		一色漁港	一色	西三河	西尾市一色町坂田新田字築合	TP m	0	3.47	4.4
6		形原漁港	形原	東三河	蒲郡市形原町港町	TP m	0	3.47	5.1
7		三河港	三河港		豊橋市神野ふ頭町3-9	TP m	0	3.47	6
8		福江港	福江		田原市福江町日比浜	TP m	0	2.53	4.5

※ 台風期平均満潮位に伊勢湾台風級の台風による潮位偏差を足した値で設定している。

## 第二節 監視及び警戒とその措置

### 1 平常時の巡視

- (1) 水防管理者は、管轄区域内の河川及び海岸について巡視員を設け、随時それぞれの分担区域内を巡視させ、水防上危険と認められる箇所があるときは河川管理者又は海岸管理者に通知すること。
- (2) 水防管理者は、ため池その他水防上重要な施設についても(1)と同様に巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは管理者に連絡するものとする。

### 2 非常警戒

水防管理者は、非常配備体制が発動されたときから河川、海岸及びため池の監視及び警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として、巡視するものとする。

なお、巡視において特に注意を要する事項は次のとおりである。

- ㊦ 堤防の亀裂、一部流出（崩壊）又は沈下
- ㊧ 漏水
- ㊨ 越水（堤防からの水のあふれ）
- ㊩ 深掘れ（洗掘）
- ㊪ 橋梁等工作物と堤防との取付部分の異常
- ㊫ （排・取）水門（樋門）の扉の締まり具合
- ㊬ 取入口の閉塞状況（ため池に限る）
- ㊭ 流域の山崩れの状況（ため池に限る）
- ㊮ 流入水並びにその浮遊物の状態（ため池に限る）
- ㊯ 余水吐及び放水路付近の状態（ため池に限る）
- ㊰ 重ね池の場合のその上部ため池の状態（ため池に限る）
- ㊱ （排・取）水門（樋管）の漏水による亀裂及び一部流出（崩壊）（ため池に限る）

異常を発見した場合はただちに県建設事務所、県農林水産事務所等関係機関に連絡するとともに、水防作業を開始する。

## 第三節 水防団等の出動

### 1 水防管理者の責務

水防管理者は、次に示す基準等により水防団等に対し出動準備（以下「準備」という。）又は出動を指示し、水防団等の水防活動が迅速かつ適切に実施できるよう確保しなければならない。

### 2 準備及び出動の基準

#### (1) 準備

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が予想されるとき。
- ウ 県水防計画に定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

(2) 出動

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が切迫したとき。
- ウ 県水防計画に定める出動水位に達したとき。
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

**3 準備及び出動の内容**

水防団等は、2の基準により水防管理者から準備及び出動の指示があった場合、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

(1) 準備

- ア 水防資器材の整備点検をすること。
- イ 水こう門等の開閉準備をすること。
- ウ 重要水防箇所を含む水防上の注意箇所のパトロールを実施すること。
- エ その他水防上必要な措置をとること。

(2) 出動

- ア 河川、海岸等の監視警戒を行い、漏水、堤防の損傷等異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに水防工法の実施等事態に即応した措置をとること。
- イ 水防作業に必要な資器材を確保すること。
- ウ 水防作業を行う者に対し、必要な技術的指導を行うこと。
- エ 河川、海岸の現況を市町村等関係機関に報告すること。

## 第四節 水こう門・防潮扉・排水ポンプ場・ダム・ため池等の操作

水こう門、排水ポンプ場、ダム、ため池等（以下「水こう門等」という。）の管理者及び操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、操作規則を定める水こう門等の管理者にあつては当該規則に定めた方法で、定めていない管理者にあつては河川等に危険を及ぼさない方法で、門扉等の開閉、排水機の稼働又は停止等の操作を適切に行う。

管理者は、毎年出水期（6月1日から10月31日まで）に先立ち、門扉の操作等について支障ないよう点検整備を行わなければならない。

### 1 水門、こう門、樋門、防潮扉及び角落し

#### (1) 樋門、水門、防潮扉及び角落しの管理要領

##### 第1 (目的)

この要領は、知事が管理する樋門、水門（以下「樋門等」という。）及び防潮扉、角落し（以下「防潮扉等」という。）の管理方法を定め、適正な管理を行うことを目的とする。

##### 第2 (定義等)

この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める基準による。

- (1) 樋 門 堤体内に暗きょを挿入して設けられるもので、その径間または内径（以下「径間」という）が概ね1メートル以上のもの。
- (2) 水 門 堤防を分断して設けられるもの。
- (3) 防 潮 扉 堤防開口部に設けられるもので、人、車の通路用として扉を設けたもの。
- (4) 角 落 し 堤防開口部に設けられるもので、差込板を落とし込むことにより締め切るもの。

##### 第3 (操作)

樋門等の操作については別添2の「樋門等の操作委託契約書」により、防潮扉等の操作については別添3の「防潮扉等の操作委託契約書」により、それぞれ地元市町村長に委託するものとする。

なお、樋門等と防潮扉等をひとつの契約書により委託する場合は、別添4の「樋門及び防潮扉等の操作委託契約書」（樋門等と防潮扉等を併せた場合）により、地元市町村長に委託するものとする。

##### 第4 (委託に要する費用)

樋門等の委託に要する費用は、受託者と協議のうえ決定し支払うものとし、防潮扉等については無償とする。

##### 第5 (定期検査及び維持修繕)

樋門、水門、防潮扉及び角落しの定期検査及び維持修繕は、管理者（県）が行うものとする。

##### 第6 (準用規定)

第2に定める施設以外の施設（第2(1)に掲げる規模未満のもの（樋管）等）であつて、周囲の地形地勢から判断して、小規模な施設ではあるが、水防等の範囲で処理できないもの等で特に操作を必要とするものについては、前各項に準じて行うものとする。

##### 第7 (通知の廃止)

昭和43年6月1日付け43河第52号「樋門、水門及び陸閘の管理要領について（通

知)」は廃止する。

## 第8 (施行期日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

## (2) 樋門等の操作委託契約書(例示)

委託者愛知県知事○○○○(以下「甲」という。)と受託者○○○○(以下「乙」という)は、樋門及び水門(以下「樋門等」という。)の操作について、次のとおり委託契約を締結する。

### (総則)

第1条 甲は、別紙に掲げる樋門等について、その操作を乙に委託するものとする。

### (委託業務の内容)

第2条 乙は、委託期間中は、台風による高潮、地震による津波等(以下「高潮等」という。)による災害の発生を防御するため、その必要が生じた都度、的確かつ迅速に樋門等を操作するものとし、その操作に関しては別に定める「樋門等の操作規程」及び「津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程」に基づき行うものとする。

2 前項に関わらず、甲は、樋門等の操作の必要があると認めたときは、甲乙協議の上、乙に操作を指示することができる。

### (委託料)

第3条 この委託に伴う経費は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。ただし、維持修繕は管理者の甲が行うものとする。

### (連絡体制等の届出)

第4条 乙は、樋門等の操作を適正に行うため、操作員との連絡体制及び行動内容を定めるものとし、契約締結後速やかにその旨を甲に届け出るものとする。連絡体制等に変更があった場合も同様とする。

### (施設の点検)

第5条 甲及び乙は、樋門等の正常な機能を保持するため、原則として、毎年度出水期前までに甲、乙立会のうえ点検(作動確認)を行うとともに、乙は毎年5回以上の点検(作動確認)を行うものとし、この点検期間は出水期(6月から10月)を基本とするが、渇水期の点検を妨げるものではない。

### (操作報告)

第6条 乙は、高潮等による災害の発生を防止するため、樋門等を操作したときは、水防上支障をきたさないよう、必要に応じて関係機関(警察署、消防署等)への連絡に努めるものとする。

2 乙は樋門等の操作(ただし第5条の操作を除く。)を行ったときは、様式1により甲に直ちに報告するものとする。

3 乙は、第5条及び第1項の操作を行ったときは、操作内容を様式2により、操作後速やかに甲に報告するものとする。

4 甲は、前項で施設の異常等の報告を受けたときは、甲乙協議の上、修繕若しくは応急措置を講ずる等操作に支障をきたさないよう努めるものとする。

### (契約期間)

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から翌年3月31日までとする。

ただし、この契約の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙において、特に申し出がないときは、その後1年間引き続きその効力を有するものとする。以後同様とする。

(廃止事項)

第8条 昭和(平成) 年 月 日付けで取り交わした「樋門等の操作委託契約書」は、本契約締結の日をもって廃止する。

(雑則)

第9条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたとき、若しくはこの契約の変更の必要が生じたときは、甲、乙それぞれ協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 委託者 愛知県知事 ○○○○

乙 受託者 ○○○長 ○○○○

添付物 樋門等内訳書、連絡体制等届出書、樋門等の操作規程、津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程(省略)



様式1 (契約書第6条第2項関係)

異常気象時における樋門等操作報告書

FAX ○○事務所 (0000)00-0000 防災行政無線FAX 000-0000

(市町村名)

担当課  
 担当者名  
 連絡先  
 送信時間 月 日

時 分		所管	番号	海岸名	名称	所在地	構造	摘要	閉門時刻	開門時刻
		○○事務所							時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分

- ※ 「海岸名」欄は、適宜、河川名・港湾名・漁港名に変更する。
- ※ 閉門・開門操作については、1時間毎にFAXで送信する。ただし、定時報告の間に把握した操作状況については随時電話連絡する。
- ※ 前の送信で、開閉時間を報告している樋門等については、再度記入する必要はありません。

様式2 (契約書第6条第3項関係)

樋門等操作報告書

(市町村名)

活動期間		平成 年 月 日～ 月 日	
気象予警報発表状況		〇〇注意報、〇〇警報	
施設名	活動日時	操作内容	操作人数
点検結果			
特記事項			

※ 操作報告書は、点検（作動確認）及び異常気象等操作時に作成すること。（月毎の集計は必要ありません）

※ 活動日時には、◎ 現地到着時刻、◎ 閉門操作時刻、◎ 開門操作時刻等をそれぞれ記入し、それぞれに対応した具体的な活動内容を「操作内容」欄に記載すること。

### (3) 防潮扉等の操作委託契約書（例示）

委託者愛知県知事〇〇〇〇（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、防潮扉及び角落し（以下「防潮扉等」という。）の操作について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、別紙に掲げる防潮扉等について、その操作を乙に委託するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 乙は、委託期間中は、台風による高潮、地震による津波等（以下「高潮等」という。）による災害の発生を防御するため、その必要が生じた都度、的確かつ迅速に防潮扉等を操作するものとし、その操作に関しては別に定める「防潮扉等の操作規程」及び「津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程」に基づき行うものとする。

2 前項に関わらず、甲は、防潮扉等の操作の必要があると認めるときは、甲乙協議の上、乙に操作を指示することができる。

（委託料）

第3条 防潮扉等の操作委託に要する費用は、無償とする。ただし、維持修繕は管理者の甲が行うものとする。

（連絡体制等の届出）

第4条 乙は、防潮扉等の操作を適正に行うため、操作員との連絡体制及び行動内容を定めるものとし、契約締結後速やかにその旨を甲に届け出るものとする。連絡体制等に変更があった場合も同様とする。

（施設の点検）

第5条 甲及び乙は、防潮扉等の正常な機能を保持するため、原則として、毎年度出水期前までに甲、乙立会のうえ点検（作動確認）を行うとともに、乙は毎年5回以上の点検（作動確認、目視点検等）を行うものとし、この点検期間は出水期（6月から10月）を基本とするが、渇水期の点検を妨げるものではない。

（操作報告）

第6条 乙は、高潮等による災害の発生を防止するため、防潮扉等を操作したときは、水防上支障をきたさないよう必要に応じて関係機関（警察署、消防署等）への連絡に努めるものとする。

2 乙は防潮扉等の操作（ただし第5条の操作を除く。）を行ったときは、様式1により甲に直ちに報告するものとする。

3 乙は、第5条及び第1項の操作を行ったときは、操作内容を様式2により、操作後速やかに甲に報告するものとする。

4 甲は、前項で施設の異常等の報告を受けたときは、甲乙協議の上、修繕若しくは応急措置を講ずる等操作に支障をきたさないよう努めるものとする。

（契約期間）

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から翌年3月31日までとする。

ただし、この契約の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙において、特に申し出がないときは、その後1年間引き続きその効力を有するものとする。以後同様とする。

（廃止事項）

第8条 昭和（平成） 年 月 日付けで取り交わした「陸閘等の操作委託契約書」は、本契約締結の日をもって廃止する。

(雑則)

第9条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたとき、若しくはこの契約の変更の必要が生じたときは、甲、乙それぞれ協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 委託者 愛知県知事 ○○○○

乙 受託者 ○○○長 ○○○○

添付物 防潮扉等内訳書、連絡体制等届出書、操作報告書、防潮扉等の操作規程、津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程（省略）

#### (4) 樋門及び防潮扉等の操作委託契約書（樋門等と防潮扉等を併せた場合）（例示）

委託者愛知県知事○○○○（以下「甲」という。）と受託者○○○○（以下「乙」という。）は、樋門、水門、防潮扉及び角落し（以下「樋門及び防潮扉等」という。）の操作について、次のとおり委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、別紙に掲げる樋門及び防潮扉等について、その操作を乙に委託するものとする。

(委託業務の内容)

第2条 乙は、委託期間中は、高潮、津波等（以下「高潮等」という。）による災害の発生を防御するため、その必要が生じた都度、的確かつ迅速に樋門及び防潮扉等 operatesするものとし、その操作に関しては別に定める「樋門等の操作規程」、「防潮扉等の操作規程」及び「津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程」に基づき行うものとする。

2 前項に関わらず、甲は、樋門及び防潮扉等の操作の必要があると認めたときは、甲乙協議の上、乙に操作を指示することができる。

(委託料)

第3条 この委託に伴う経費は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。ただし、防潮扉等の操作委託に要する費用は無償とし、樋門及び防潮扉等に係る維持修繕は管理者の甲が行うものとする。

(連絡体制等の届出)

第4条 乙は、樋門及び防潮扉等の操作を適正に行うため、操作員との連絡体制及び行動内容を定めるものとし、契約締結後速やかにその旨を甲に届け出るものとする。連絡体制等に変更があった場合も同様とする。

(施設の点検)

第5条 甲及び乙は、樋門及び防潮扉等の正常な機能を保持するため、原則として、毎年度出水期前までに甲、乙立会のうえ点検（作動確認）を行うとともに、乙は毎年5回以上、樋門、水門については点検（作動確認）を行い、防潮扉及び角落しについては点検（作動確認、目視点検等）を行うものとし、この点検期間は出水期（6月から10月）を基本とするが、濁水期の点検を妨げるものではない。

(操作報告)

第6条 乙は、高潮等による災害の発生を防止するため、樋門及び防潮扉等を操作したときは、水防上支障をきたさないよう、必要に応じて関係機関（警察署、消防署等）への連絡に努めるものとする。

- 2 乙は樋門及び防潮扉等の操作（ただし第5条の操作を除く。）を行ったときは、様式1により甲に直ちに報告するものとする。
- 3 乙は、第5条及び第1項の操作を行ったときは、操作内容を様式2により、操作後速やかに甲に報告するものとする。
- 4 甲は、前項で施設の異常等の報告を受けたときは、甲乙協議の上、修繕若しくは応急措置を講ずる等操作に支障をきたさないよう努めるものとする。

（契約期間）

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から翌年3月31日までとする。

ただし、この契約の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙において、特に申し出がないときは、その後1年間引き続きその効力を有するものとする。以後同様とする。

（廃止事項）

第8条 昭和（平成） 年 月 日付けで取り交わした「樋門等の操作委託契約書」及び「陸閘等の操作委託契約書」は、本契約締結の日をもって廃止する。

（雑則）

第9条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたとき、若しくはこの契約の変更の必要が生じたときは、甲、乙それぞれ協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 委託者 愛知県知事 ○○○○

乙 受託者 ○○○長 ○○○○

添付物 樋門及び防潮扉等内訳書、連絡体制等届出書、操作報告書、樋門等の操作規程、防潮扉等の操作規程

## （5）樋門等の操作規程

樋門及び水門（以下「樋門等」という。）の操作を適正に行うため、操作委託契約書第2条第1項の規定に基づき、次のとおり樋門等の操作規程を定め、もって高潮その他海水の浸入を防御するとともに、洪水の疎通を調節し、災害の発生を防止するものとする。

（操作方法）

第1条 樋門等の操作は、次の場合に行うものとし、平常時は常に開門しておくものとする。

- (1) 台風による高潮等（以下「高潮等」という。）の異常気象の発生が予想されるとき。
- (2) 操作機能を保持するため点検時に作動確認の必要があるとき。

（操作体制）

第2条 樋門等の操作を行う場合の構成員は、原則として次の各号に定めるところによる。

- (1) 手動式のものにあつては、樋門等毎に操作員1名及び操作員を補助する者1名以上。
- (2) 動力式のものにあつては、操作員1名及び操作員を補助する者2名以上。

（操作の順序）

第3条 樋門等の開閉の順序は原則として、閉門の場合は両端のものから順次行い、開門の場合は中央部のものから順次行うものとする。

（異常気象時の操作体制及び操作方法）

第4条 操作員及び操作員を補助する者（以下「操作員等」という。）は、異常気象時には気象情報の掌握に努め、市町村災害対策本部等の指示により、それぞれ次の措置をとるものとする。ただし、操作上危険が予想される場合等については、この限りではない。

- (1) 当該地区に高潮注意報又は東海地震注意情報が発表された場合は、高潮等による潮位上昇により樋門等の上流で溢水等の恐れがある施設に対して準備（操作員等の詰所参集等）を行い、潮位情報等を把握し、必要に応じて現地での操作体制に就くものとする。
- (2) 当該地区に高潮警報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合は、原則として、全施設について現地での操作体制に就くものとする。
- (3) 高潮時においては、現地での水位が上昇し逆流が生じている施設に対して、閉門操作を行うものとする。

また、東海地震注意情報が発表された場合においては樋門等の上流で溢水等の恐れがある施設に対して、東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合においては原則全施設に対して、それぞれ閉門操作を行うものとする。

- (4) 前号の場合において、降雨時等における閉門操作は、内水氾濫を防止するよう適切に樋門等を操作するものとする。
- 2 潮位が高い状況及び高潮警報発表中は、現地での操作体制を維持する。
- 3 操作員等は、緊急事態のため気象情報の把握ができない場合は、自己の判断により第1項各号に準じて操作することができるものとする。
- 4 市町村災害対策本部等は、現地の状況及び気象情報等を考慮し、高潮等による危険がなくなったと判断されたときは、安全を確認した上で開門し、施設管理者（建設事務所又は港務所）へその旨を連絡し、操作体制を解除することができる。

（船舶運航の禁止）

第5条 異常気象時における閉門中は、原則として、いかなる船舶の運航も認めないものとする。

（点検整備）

第6条 操作員等は、操作完了後は、次回の操作に支障を生じさせないよう十分点検整備に努めるものとする。

（雑則）

第7条 この操作規程に定めのない事項については、建設事務所及び港務所において、別途「運用規程」を定めることができる。

## （6）防潮扉等の操作規程

防潮扉及び角落し（以下「防潮扉等」という。）の操作を適正に行うため、操作委託契約書第2条第1項の規定に基づき、次のとおり防潮扉等の操作規程を定め、もって高潮その他海水の浸入を防御することにより災害の発生を防止するものとする。

（操作方法）

第1条 防潮扉等の操作は、次の場合に行うものとする。

- (1) 台風による高潮等（以下「高潮等」という。）の異常気象の発生が予想されるとき。
- (2) 操作機能を保持するため点検時に作動確認の必要があるとき。

（操作体制）

第2条 防潮扉等の操作を行う場合の構成員は、原則として次に定めるところによる。

- (1) 防潮扉等ごとに操作員1名及び操作員を補助する者1名以上。

（操作方法の詳細）

第3条 防潮扉の開閉は、操作要領のあるものは、要領に従って行うものとする。角落しにあっては、最寄りに設置された格納庫内の差込板を用いること。

(異常気象時の操作体制及び操作方法)

第4条 操作員及び操作員を補助する者(以下「操作員等」という。)は、異常気象時には気象情報の掌握に努め、市町村災害対策本部等の指示により、それぞれ次の措置をとるものとする。ただし、操作上危険が予想される場合等については、この限りではない。

- (1) 当該地区に高潮注意報又は東海地震注意情報が発表された場合は、高潮等による潮位上昇により防潮扉等の背後地において浸水の恐れがある施設に対して準備(操作員等の詰所参集等)を行い、潮位情報を把握し、必要に応じて現地での操作体制に就くものとする。
- (2) 当該地区に高潮警報又は東海地震予知情報(警戒宣言)が発表された場合は、原則として、全施設について現地での操作体制に就くものとする。
- (3) 前各号の場合において、原則、現地に就き次第、閉門操作を実施するものとする。操作にあたっては、施設周辺の堤外地の利用者を的確に避難誘導し、閉扉操作を行うものとする。
- 2 潮位が高い状況又は高潮警報発表中は、現地での操作体制を継続し、原則として閉扉を維持する。
- 3 操作員等は、緊急事態のため気象情報の掌握ができない場合は、自己の判断によって第1項各号に準じて操作することができる。
- 4 市町村災害対策本部等は、現地の状況及び気象情報等を考慮し、高潮等による危険がなくなつたと判断されたときは、安全を確認した上で閉扉し、施設管理者(建設事務所又は港務所)へその旨を連絡し、操作体制を解除することができる。

(車両等の通行の禁止)

第5条 異常気象時における閉扉中は、原則として車両、人の通行は認めないものとする。

(点検整備)

第6条 操作員等は、操作完了後は、次回の操作に支障を生じさせないよう十分点検整備に努めるものとする。

(雑則)

第7条 この操作規程に定めのない事項については、建設事務所及び港務所において、別途「運用規程」を定めることができる。

## (7) 津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程

(目的)

第1条 地震発生により津波注意報、津波警報、大津波警報(以下「津波注意報等」という。)の発表及びそれに伴う津波水防警報が発表されたとき、津波到達が予想される樋門・水門・防潮扉及び角落し等(以下「樋門等」という。)の操作を適正に行うため、次のとおり樋門等の操作方法を定め、操作員等の安全を確保しながら津波による海水の浸入を防御することにより災害の発生を防止するものとする。

なお、津波水防警報が発表されないときであっても、津波注意報等が発表されたときには操作員等は本規程に基づいて操作を行うものとする。

(津波到達想定市町村)

第2条 津波到達想定市町村は次の市町村とする。

- (1) 愛知県外海  
豊橋市、田原市
- (2) 伊勢湾、三河湾

名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

(3) その他津波が河川遡上する可能性がある市町村（前二項と重複する市町村を除く。）

一宮市、津島市、安城市、稲沢市、大府市、知立市、愛西市、清須市、北名古屋市、あま市、大治町、蟹江町、阿久比町

（津波注意報等発令時の操作体制及び操作方法）

第3条 操作員及び操作員を補助する者（以下「操作員等」という。）は、津波発生時においては気象情報等の掌握に努め、市町村災害対策本部等の指示により、それぞれ次の措置をとるものとする。

(1) 当該地区に愛知県から津波水防警報が発表された場合は、操作員等は水防管理団体からの指示に従い参集し、気象庁からの津波に関する情報の発表区分に従い、次のとおり操作等を行うものとする。

津波注意報：津波情報を把握し、必要に応じて現地での操作体制に就くものとする。

津波警報・大津波警報：原則として、全施設について現地での操作体制に就くものとする。

(2) 前号の場合において、各施設の施設高（敷高）、交通の状況及び若しくは津波の到達予想時間を考慮して、施設周辺の堤外地の利用者を的確に避難誘導し、閉鎖操作を行うものとする。

(3) 降雨時及び長時間の樋門等の閉鎖等における開門等操作は、内水氾濫を防止するよう適切に樋門等 operates するものとする。

2 地震発生により津波注意報等が発令された場合の操作判断基準を次のとおりあらかじめ定めておくものとする。

(1) 閉鎖する樋門等の順序を決定し、別紙1「樋門・水門・防潮扉等津波時操作順位表」を作成し操作を行うものとする。

なお、すでに運用規程等により操作順序が定められている場合は、「樋門・水門・防潮扉等津波時操作順位表」の作成を省略できるものとする。

(2) 順序を決定するにあたり、考慮する条件は次のとおりとする。

(ア) 操作員の体制、各施設の地理的状況、閉鎖に要する時間

(イ) 背後地等の状況

(ウ) 施設高（敷高）と想定津波高、地震による地盤沈降量の関係

（愛知県防災会議地震部会愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書のデータを参考とする）

(エ) その他個別要因等

(3) 地震発生場所及び発令される注意報等による操作員の操作判断基準及び行動内容は次による。

(ア) 地震発生場所が近地（震源地が国内であるときまたは津波到達予想時刻が概ね3時間以内であるとき）の場合

津波注意報発令時 操作規定に従い操作を行う

津波警報発令時 最新の気象情報等を確認しながら、安全等に配慮し操作を行う。ただし、操作に危険が伴う可能性が高いため、避難を優先することにより操作を行うことができない場合がある。

大津波津波警報発令時 最新の気象情報等を確認しながら、安全等に配慮し操作を



行う。ただし、操作に危険が伴う可能性が高いため、避難を優先することにより操作を行うことができない場合がある。

(イ)地震発生場所が遠地（近地以外）の場合

原則として操作を行うこととする

(ウ)操作員は津波水防警報、各市町村の災害対策本部等の判断及び津波に関する最新情報に留意し、常に自らの安全確保を考慮して行動すること。

3 操作員等は、緊急事態のため気象情報の把握ができない場合は、自己の判断により前二項に準じて操作することができるものとする。

4 津波注意報等発表中は、現地での操作体制を継続し、原則として閉鎖を維持する。

5 市町村災害対策本部等は、津波水防警報が解除されたときは、現地の状況及び気象情報等を考慮し、津波による危険がなくなると判断されるなど、安全を確認した上で開門等を行い、施設管理者（建設事務所又は港務所）へその旨を連絡し、操作体制を解除することができる。

（操作員の避難）

第4条 操作員等の危険が予想される場合は、操作前または操作の途中でも避難を優先することができるものとする。

(1)地震の震源地が近く、樋門等の操作に必要な時間より津波到達が早いと判断される場合は避難を優先することができるものとする。なお、樋門等の操作に必要な時間は、移動・操作・避難・猶予時間を考慮した時間とする。

(2)避難を優先する場合でも操作員がいる場所から近隣、または比較的迅速に操作できると判断される樋門等については、できる限り操作に努めるものとする。

（車両等の通行及び船舶等の運行の禁止）

第5条 津波注意報等発表時における樋門・水門・防潮扉等の閉鎖中は、原則として車両、人の通行及びいかなる船舶の運航も認めないものとする。

（点検整備）

第6条 操作員等は、操作完了後は、次回の操作に支障を生じさせないように十分点検整備に努めるものとする。

（雑則）

第7条 この操作規程に定めのない事項については、建設事務所及び港務所において、別途「運用規程」を定めることができる。



※本案においては、以下の項目についての記載は省略する

1 水門、こう門、樋門、防潮扉及び角落とし

(8) 日光川水こう門管理規則 (抜粋)

(略)

(9) 日光川水こう門管理要領 (抜粋)

(略)

(10) 高浜川水門操作規則 (抜粋)

(略)

(11) 安永川樋門操作規則

(略)

2 排水ポンプ場

(1) 日光川排水機等操作規則 (抜粋)

(略)

(2) 日光川河口排水機等操作規則 (抜粋)

(略)

(3) 日光川水系日光川放水路西中野樋管河口排水機等操作規則 (抜粋)

(略)

(4) 水場川排水機場等操作規則 (抜粋)

(略)

(5) 鴨田川排水機場操作規則 (抜粋)

(略)

(6) 庄内川水系青木川 青木川放水路排水機場操作規則 (抜粋)

(略)

(7) 大江排水機操作管理規程 (抜粋)

(略)

(8) 木曾川水系鍋田川 鍋田川下流排水機場等操作要領 (抜粋)

(略)

(9) 中江川排水機場操作規則 (抜粋)

(略)

(10) 西條小切戸川排水機場操作要領 (抜粋)

(略)

(11) 水干川排水機場等操作規則 (抜粋)

(略)

(12) 流れ川第1、第2排水機等操作規則 (抜粋)

(略)

(13) 蜷川排水機場及び伏見屋樋門操作要領 (抜粋)

(略)

### 3 ダム等

- (1) 佐久間ダム操作規程（抜粋）  
（略）
- (2) 新豊根ダム操作規則（抜粋）  
（略）
- (3) 宇連ダム操作規定（抜粋）  
（略）
- (4) 大野頭首工操作規程（抜粋）  
（略）
- (5) 豊川水系豊川放水路分流ぜき操作規則（抜粋）  
（略）
- (6) 黒田ダム操作規定（抜粋）  
（略）
- (7) 矢作ダム操作規則（抜粋）  
（略）
- (8) 矢作第2ダム操作規程（抜粋）  
（略）
- (9) 越戸ダム操作規定（抜粋）  
（略）
- (10) 羽布ダム操作規定（抜粋）  
（略）
- (11) 丸山ダム操作要領（抜粋）  
（略）
- (12) 今戸ダム操作規程（抜粋）  
（略）
- (13) 濃尾用水犬山頭首工操作規程（抜粋）  
（略）
- (14) 木曾川用水木曾川大堰操作規程（抜粋）  
（略）
- (15) 長良川河口堰に関する操作規則（抜粋）  
（略）
- (16) 佐布里操作規程（抜粋）  
（略）
- (17) 小里川ダム操作規則（抜粋）  
（略）

## 第五節 水防作業

### 1 水防工法

水防工法は、発生した事態に適応する工法を正確に判断し、その選定を誤らなければ1種類の工法を施工するだけで成果を上げることが多いが、時には数種の工法を組み合わせることで初めてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わる工法を次々に行う必要がある。

堤防の組成材料、流速、堤防斜面（法面）、護岸の状態、使用材料がその付近で得やすいか否か等を考慮して工法を選定する。

堤防等の異常状態に対応する工法はおおむね次表のとおりである。

表... 水防工法の種類

原因	工 法	施 工 箇 所	効 果	工 法 の 概 要
深掘れ (洗掘)	木流し工	水の流れが急となっている箇所 流水が激しく堤防をたたき、深掘れ（洗掘）し始めている箇所	流水を緩やかにし、川側（川表）が崩れるのを防ぐ。川側（川表）の淀欠けを防ぐ（緩流部）。	樹木に重り土のうをつけて流し局部を被覆する。
	表シート張り工	川側（川表）が崩れだした箇所 透水し始めた堤防	川側（川表）の崩壊を防ぐ。吸い込み口をふさぎ透水を防ぐ。	川側（川表）の漏水面に防水シート等を張る。
	立てかご工	急流部の川側堤防斜面（川表法面）、根固めが、深掘れ（洗掘）、欠壊のおそれがある箇所	過去に深掘れ（洗掘）等した箇所の、災害の再発を防ぐ。	川側堤防斜面（表法面）に蛇かごを立てて被覆する。
亀裂	折り返し工	堤防の上端（天端）に亀裂が生じた箇所 （粘土質堤防）	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端（天端）の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防の上端（天端）に亀裂が生じた箇所 （砂質堤防）	亀裂の拡大を防ぐ。	上端（天端）の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。
	五徳縫い工	堤防の居住側斜面（裏法）、または裏小段に亀裂が生じた箇所	竹の弾力性を利用して、亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。
	かご止め工	堤防の居住側斜面（裏法）、または裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所	堤防の居住側斜面（裏法面）や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。
	つなぎ縫い工（竹）	堤防の上端（天端）や居住側斜面（裏法面）に亀裂が生じている箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	亀裂部分をはさんで杭を打ち、竹で結束する。
漏水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平場	漏水の噴出口を中心に土のうを積んで水を貯え、その水圧により噴出を抑える。	裏小段、居住側斜面（裏法）先平地に円形に積み土のうにする。
	月の輪工	堤防の居住側斜面（裏法面）に漏水した水が噴き出している箇所	土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水圧を弱め、漏水口の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法）に半円形に土のうを積む。

原因	工 法	施 工 箇 所	効 果	工 法 の 概 要
越 水  (堤防からの水のあふれ)	積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうを数段積み上げる。
	改良積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に杭を打ってシートを張り、土のうを数段積み上げる。
	せき板工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に杭を打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積む。
	水マット工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	ビニロン帆布製水のうを上端（天端）に置き、ポンプで水を注入する。
	蛇かご積み工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く。
	裏シート張り工	水があふれる（越水）又はそのおそれのある箇所の居住側堤防斜面（裏法面）	水があふれること（越水）による居住側堤防斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防居住側斜面（裏法面）を防水シートで被覆する。
決 壊  防 止	築き廻し工	堤防の川側斜面（表法面）の深掘れ（洗掘）が進んでいる箇所 堤防上端（天端）まで崩壊し、幅員不足になりつつある箇所	堤防断面の厚みをつけ、破壊するのを防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に土のうを積む。
	杭打ち積み土のう工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた、又は崩れそうな箇所	居住側斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防斜面（法）崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む。
	土のう羽口工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた箇所	居住側斜面（裏法面）の崩れた箇所を補強し、堤防の崩れの拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積み、竹で刺し貫いて、地上に突き出た竹を縫って固定する。
	わく入れ工	流れが急流となっている箇所 堤脚の深掘れ（洗掘）が見られる箇所	急流河川の流れをゆるやかにする。堤脚深掘れ（洗掘）の拡大を防ぐ。	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する。

## 2 水防活動中の心得

- (1) 命令なくして部所を離れたり勝手な行動をとらないこと。
- (2) 作業中は私語を慎み終始敢闘精神を以てこれにあたること。
- (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「堤防から水があふれた（越水）」とか「堤防の決壊（破堤）」等の想像による言動をしないこと。
- (4) 命令および情報の伝達は、とくに迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防団員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。
- (5) 滞水時間にもよるが、堤防に異常の起こる時期は、だいたい最大水位の前後である。しかし、堤防斜面（法）崩れ、陥没等は、減水時に生じる場合が多く、最大水位から4分の3程度に減水したときが最も危険である。したがって、洪水が最盛期を過ぎても、洪水が完全に流下するまでは警戒を解いてはならない。

## 第六節 避難





「愛知県地域防災計画」及び各市町村地域防災計画に定めるところによる。

## 第七節 水防信号及び水防標識

水防信号及び標識は、「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）」に定めているとおりである。

### 1 水防信号

- (1) 出動信号 水防団等に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (2) 避難信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

種別	打鐘信号	余いん防止サイレン信号
出動	 (3 点)	約 5 秒  約 6 秒
避難		約 3 秒  約 2 秒

- 備考1. 信号継続時間は適宜とする。  
2. 打鐘のほか太鼓も併用する。

### 2 水防標識

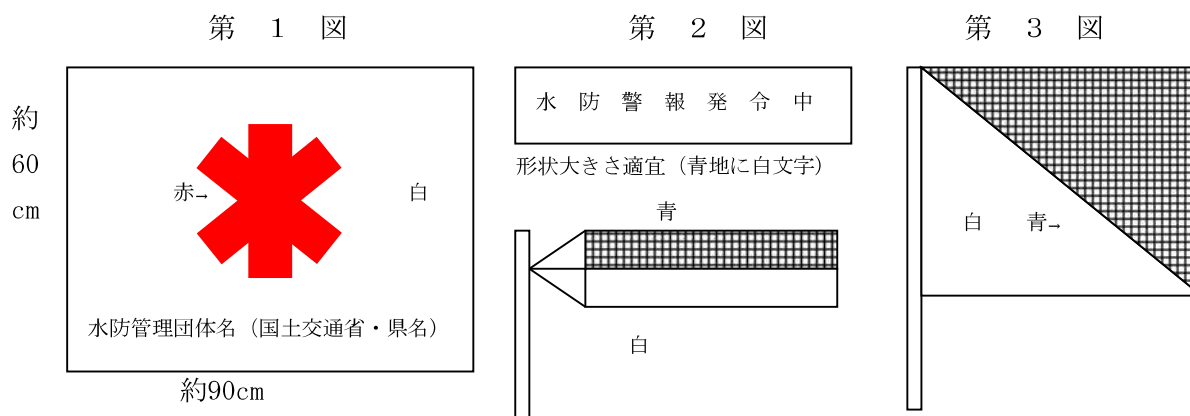
#### (1) 緊急自動車優先通行標識

水防のため出動する水防用緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）は優先通行を確保するため、第1図の標識を用いるものとする。

#### (2) 水防警報発令標識

ア 水防警報発令の標識は、第2図、第3図の標識を用いるものとする。

イ この標識は火の見やぐら、その他公衆の見やすい箇所に掲げるものとする。



## 第八節 決壊等の通報並びに決壊後の処理

### 1 決壊等の通知（法第25条）

#### (1) 決壊等の意味

決壊とは堤防の全部または一部の損壊を意味する用語で、浸食や堤防斜面（法）崩れも決壊に含まれる。また、報告する際には、単に堤防決壊という表現では、堤防の全部が決壊（破堤）し、氾濫している状態と混同する恐れもあるので、具体的に以下の言葉を使用すること。

ア 堤防の決壊 (破堤)	堤防が完全に切れ、水が居住側（堤内）にあふれ出たもの
イ 堤防斜面 (法) 崩れ	堤防の斜面（法面）が崩壊し、応急復旧が必要なもの
ウ 越水（水の あふれ）	堤防等は決壊（破堤）していないが、水が堤防を乗り越えて居住側（堤内）へ氾濫しているもの
エ 漏水	堤体又は地盤に水が浸透し、水の通過する部分、いわば水みちができて居住側堤防斜面（川裏）に流れ出すもの
オ 亀裂	通常、亀裂は堤防の上端（天端）又は堤防斜面（法面）に、堤防に平行して生じる。 上端（天端）に生じた亀裂は、大規模な堤防斜面（法）崩れの原因となる。

#### (2) 速報

##### ア 速報の意義と留意点

初動時において災害対策上は、「正確かつ詳細な情報」ではなく、「断片的でも迅速な情報」が重要であり、「いつ、どこで、なにがあったか」が基本となる。速報における留意点は以下のとおりである。

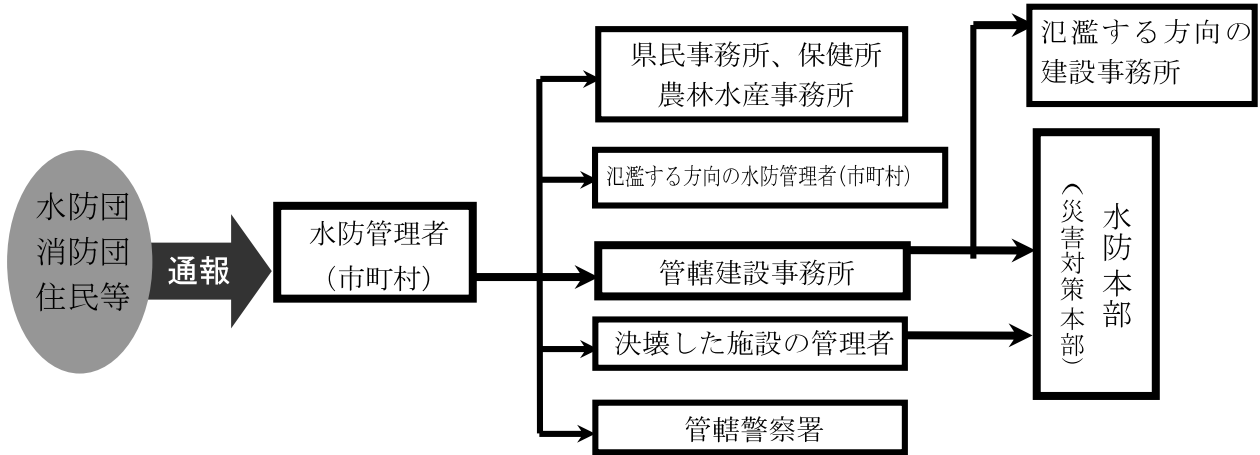
- ① 速報は冷静に伝達し、不確実な情報には、「... もよう」「... の情報あり」とすること。
- ② 現場からの情報を入手した場合、その時刻を必ず明記し併せて伝達しておくこと。
- ③ 互いに名乗り合うこと。

##### イ 速報の伝達経路



水防管理者（市町村）、水防団長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊して氾濫又は、氾濫のおそれがあるときは、直ちに管轄する県建設事務所、決壊した施設の管理者、氾濫する方向の水防管理者（市町村）及び所轄の警察署、関係県機関（県民事務所、保健所、農林水産事務所等）へ通報しなければならない。

なお、通報の連絡系統は下図のとおりである。



ウ 隣接する水防管理者（市町村）間の連絡体制の確立

水防管理者（市町村）は、決壊（破堤）情報等を隣接する市町村に通報するにあたり、平時からその通報体制について互いに確認しあい、密接な連携を図ること。

## 2 決壊後の処置（法第26条、法第19条）

(1) 水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

- ア 適切な水防工法の実施
- イ 避難勧告等
- ウ 関係機関への通報
- エ 自衛隊の派遣要請を知事に要請

(2) 水防団等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はその損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

## 3 決壊等による被害状況の報告

水防管理者、水防団長及び消防機関の長が、決壊や水のあふれ（越水）に起因する氾濫による被害を認知したときは、次のとおりすみやかに報告するものとする。

(1) 人的・住家被害

水防管理者は、被害状況をとりまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し県に報告する。

(2) 公共土木施設被害

水防管理者は、被害状況をとりまとめ、管轄する国交省各河川事務所、県建設事務所、港務所又は農林水産事務所（以下「建設事務所等」という。）に対し報告する。県建設事務所等は、直ちに県水防本部に報告する。

## 第九節 水防解除

水防管理者は、水防団等に水防の解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに、県建設事務所に通知するものとする。

この通知を受けた県建設事務所は直ちに県水防本部へ報告し、県水防本部は県関係機関へ通知する。

## 第十節 費用負担と公用負担

### 1 費用負担

#### (1) 県の負担

県が行う水防事務に要する費用は県が負担する。（法第43条）

#### (2) 水防管理団体の負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。（法第41条）

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との間の協議によって決める。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって決め、協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請することができる。その場合、他の県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の県の知事と協議する。（法第42条）

### 2 公用負担

#### (1) 公用負担権限

水防のため必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。また、水防管理者等から委任を受けた者も同様とする。（法第28条第1項、第2項）

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の使用

ウ 土石、竹木その他の資材の収用

エ 車両、その他の運搬用機器の使用

オ 工作物その他の障害物の処分

#### (2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

### 公用負担権限証明書

〇〇水防団〇〇部長  
〇 〇 〇 〇

上記の者に 〇〇〇〇の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任  
したことを証明します。  
平成 年 月 日

〇〇市(町・村)長  
□ □ □ □ 印

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(第 号)

#### 公 用 負 担 証

目的別 負担内容	種類 使用	収用	処分等	
平成 年 月 日		市(町・村)長	□ □ □ □	印
		事務取扱者	□ □ □ □	印
〇 〇 〇 〇 殿				

### 3 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償する。(法第28条第3項)

## 第十一節 水防報告と水防記録

### 1 水防管理者

水防管理者は、水防が終結したときは3日以内に次の事項を取りまとめて、様式1、様式2により管轄の県建設事務所に報告する。(法第47条)

- ア 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- イ 水防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- ウ 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- エ 堤防、水こう門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果
- オ 使用資器材の種類・数量
- カ 法28条による公用負担の内容
- キ 応援の状況
- ク 避難勧告及び立退きの指示の発令日時、発令区域
- ケ 水防関係者の死傷

- コ 水防功労者及び功績
- サ 水防管理者の所見
- シ その他必要事項

## **2 県建設事務所長**

県建設事務所長は、様式3により3日以内に県水防本部長に報告するとともに「水防記録」を作成して保管しなければならない。

水防報告書 (水防管理団体)

報告者

番号

内線

水防管理団体名		平成 年 月 日 報告					
増水(出水)の概要		級 川水系		川始め 河川			
		最高時間雨量	mm	月 日 時	地内		
		総雨量	mm	月 日 時	月 日 時		
水防活動	実施日時	月 日 時頃 ~ 月 日 時頃					
	実施箇所	№	河川名	左右岸	位置	人員	実施工法
		1			m	名	
		2					
		3					
延出動人員	水防団 名 自衛隊 名 居住者 名		消防団 名 ( ) 名 計 名				
水防作業の概要及び水防工法							
水防の結果	種別	人	家屋	田畑	堤防	その他	
	水防の効果	名	棟	ha	m		
	被害						
使用資器材	種類	数量	単価	金額(円)			
特記事項							

備考

「増水(出水)の概要」「実施箇所」... 複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」... ① 水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、② 決壊(破堤)又は水があふれた(越水)箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。

平成〇〇年台風第〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・平成〇〇年8月〇日～〇日)								
<p>○概要</p> <p>〇〇市消防団は、平成〇〇年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">活動時間</th> <th style="text-align: center;">出動延人数</th> <th style="text-align: center;">主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8/〇～8/〇 約12時間</td> <td style="text-align: center;">〇名</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み(300袋)</li> <li>・避難誘導(20世帯)</li> <li>・排水作業(3件)</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	活動時間	出動延人数	主な活動内容	8/〇～8/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み(300袋)</li> <li>・避難誘導(20世帯)</li> <li>・排水作業(3件)</li> </ul>		
活動時間	出動延人数	主な活動内容						
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み(300袋)</li> <li>・避難誘導(20世帯)</li> <li>・排水作業(3件)</li> </ul>						
<div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>水防活動または 被害状況写真</p>	<div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>水防活動または 被害状況写真</p>	<div style="border: 1px solid black; height: 200px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>水防活動実施箇所 地図</p>						
<p>〇〇川左岸(〇〇地先) 堤防巡視</p>	<p>〇〇川左岸(〇〇地先) 積み土のう工</p>							
<div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>水防活動または 被害状況写真</p>	<div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>水防活動または 被害状況写真</p>							
<p>〇〇川右岸(〇〇地先) 月の輸工</p>	<p>〇〇地区の浸水被害</p>							

水防報告書 (建設事務所)

平成 年 月 日報告

報告者 \_\_\_\_\_ 番号 \_\_\_\_\_ 内線 \_\_\_\_\_

出水（増水）の概要							
箇所数							
水防実施日時	月 日		時頃より		月 日		時頃まで
出動人員	市町村名	水防団	消防団	自衛隊	居住者	その他	計
水防作業の概要							
被害状況 (公共土木被害を含む)	人	家屋	田畑	堤防	道路	その他	
	名	棟	ha	m	m		





## 第十一章 他の機関等の協力応援



## 第十一章 他の機関等の協力応援

### 第一節 洪水予報連絡会

県は、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係隣接県、関係市町村及び関係諸団体で結成された木曽川洪水予報連絡会、庄内川洪水予報連絡会、矢作川洪水予報連絡会、豊川・豊川放水路洪水予報連絡会を通じ、中部地方整備局管内河川事務所と名古屋地方気象台が共同して発表する木曽川（中流・下流）洪水予報、長良川（下流）洪水予報、庄内川及び矢田川洪水予報、矢作川洪水予報及び豊川・豊川放水路洪水予報に必要な雨量、水位、流量の観測及び通報に協力し、各県の水害の軽減に努めるものとする。

新川、天白川、日光川及び境・逢妻川については洪水予報連絡会に準じて担当者会議を設置している。

### 第二節 水防災協議会

愛知県は、県管理河川等を対象に、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係市町村、関係諸団体とともに、水防災協議会を設立した。

水防災協議会において、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、円滑かつ迅速な避難的確な水防活動等、大規模はん濫時の減災対策として各機関が計画的・一体的に取り組んでいくこととしている。

県管理河川等を対象とした水防災協議会は表1のとおりであり、表2の直轄河川の水防災協議会と連携を図るとともに、水災害に備え国や市町村などとの連携を強め、水害の軽減に努めるものとしている。

表1 県管理河川等を対象とした水防災協議会の設立状況（法第15条の10）

協議会の名称	事務局	構成員
庄内川・木曽川圏域 水防災協議会	県：建設部	県：建設部（河川課、圏域内建設事務所）、防災局 市町村：25市町村、水害予防組合：1団体、水防事務組合1団体、気象台：名古屋地方気象台 中部地方整備局(オプザバー)：庄内川河川事務所、木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所
知多半島圏域 水防災協議会	県：建設部	県：建設部（河川課、圏域内建設事務所）、防災局 市町村：7市町 気象台：名古屋地方気象台 中部地方整備局(オプザバー)：河川部 地域河川課
矢作川圏域 水防災協議会	県：建設部	県：建設部（河川課、圏域内建設事務所）、防災局 市町村：14市町 気象台：名古屋地方気象台 中部地方整備局(オプザバー)：豊橋河川事務所
豊川圏域 水防災協議会	県：建設部	県：建設部（河川課、圏域内建設事務所）、防災局 市町村：8市町村 気象台：名古屋地方気象台 中部地方整備局(オプザバー)：豊橋河川事務所

表2 直轄河川を対象とした水防災協議会（法第15条の9）

協議会等の名称	事務局
木曽川上流水防災協議会	木曽川上流河川事務所
木曽川下流水防災協議会	木曽川下流河川事務所
土岐川・庄内川の水害から命を守るための合同会議	庄内川河川事務所
矢作川水防災協議会	豊橋河川事務所
豊川水防災サミット	豊橋河川事務所

### 第三節 応援及び応援等の相互協定

#### 1 居住者の義務等

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入りを禁止し、制限し若しくは退去を命ずることができる。（法第21条第1項）

水防管理者、水防団長等は水防上やむを得ない必要があるときはその区域内の居住者又は水防現場にいるものを水防に従事させることができる。（法第24条）

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示することができる。（法第29条）

#### 2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。（法第22条）

#### 3 他の水防管理団体の応援

水防管理者は、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。（法第23条第1項）

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合において、水防管理者が、「愛知県内広域消防相互応援協定」に該当する市町村長であるときは、同協定及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより相互応援を行い、前記以外の水防管理者については県へ応援を要請するものとする。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

#### 4 自衛隊の応援

##### (1) 災害派遣要請者

知事

##### (2) 災害派遣要請手続

知事は、災害派遣要請の必要があると認めたとき、又は、水防管理者から災害派遣要請の依頼を受けてその必要を認めたときは、ただちに派遣要請の手続きをとるものとする。

(自衛隊法第83条第1項、災害対策基本法第68条の2第1項)

(3) 災害派遣部隊の受け入れ

水防管理者は、次の事項に留意し、自衛隊の応援活動が充分達成されるよう努めるものとする。

ア 宿泊施設及び車両等の保管場所を準備すること。

イ 派遣部隊との連絡員の決定をすること。

ウ 応援を求める内容、所要人員及び資器材等の確保について計画を立て、部隊到着後すみやかに作業ができる準備をすること。

エ 派遣部隊を目的地へ誘導するとともに部隊の指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合、重複することなく効果的な作業分担ができるよう配慮すること。

(4) 自衛隊の派遣について

この計画に定めるもののほかは、「愛知県地域防災計画」及び「愛知県災害対策実施要綱」に定めるところによる。

## 5 相互応援協定

水防管理団体は隣接水防管理団体と、協力応援等の水防事務に関して、相互協定をし水防計画に定めるものとする。

### 第四節 河川管理者の協力事項

指定水防管理団体が行う水防のための活動に、河川管理者の協力を得ることとして、当該指定水防管理団体の水防管理者が水防計画に河川管理者が協力する事項を記載するときは、水防法第33条第4項で準用する第7条第3項により、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得ることとされている。

本水防計画においては、水防管理者が行う河川管理者（国土交通大臣および愛知県知事）との協議に資するため、河川管理者が協力を行うこととする事項は、以下のとおりとする。

#### 1 国の協力事項

河川管理者たる国土交通大臣（中部地方整備局長）が、指定水防管理団体が行う水防のための活動に協力する事項は、次のとおりとする。

(河川管理者の協力事項)

第1条 河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

一 河川に関する情報の提供

二 重要水防箇所の手合点検の実施

三 水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

四 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

五 水防活動の記録及び広報

(河川に関する情報の提供)

第2条 前条第一号に関し、河川管理者は、水防管理団体への情報伝達の方法を定めるものとする。

(以下省略)

## 2 県の協力事項

河川管理者たる愛知県知事が、水防管理団体が行う水防のための活動に協力する事項は、次のとおりとする。

河川管理者たる愛知県知事は、水防管理団体が行う水防のための活動のため、自らの業務に照らし可能な範囲で、以下のとおり水防管理者に協力する。

- 一 水防管理団体への情報伝達の方法を定め、河川に関する情報を提供する。
- 二 水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会へ参加する。
- 三 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際し、河川管理者が河川管理施設の応急復旧のために備蓄している土砂その他の資器材を提供する。
- 四 水害に関する地域住民への啓発を行う。

### 第五節 河川管理者の備蓄資器材

水防管理団体が行う水防のための活動に協力することとして、各河川管理者が備蓄している資器材等は以下のとおりである。

#### (1) 国土交通大臣

備蓄施設の名称	所在	資器材の種別備蓄数量	備考
矢作川森町地区河川防災ステーション	豊田市森町一丁目90番地	土砂1500m <sup>3</sup> 、異形ブロック500個、水防用材木、発電機、灯光器、土のう等	ヘリポートあり
木曾川高畑地区河川防災ステーション	愛西市給父北部13番地	投光器、水中ポンプ、発電機、土のう製作器、チェーンソー等	ヘリポートあり
庄内川清須地区河川防災ステーション	清須市西枇杷島町南松原地先	土砂3000m <sup>3</sup> 、テトラポッド約1000個、木杭、土のう、オイルマット等	ヘリポートあり

#### (2) 愛知県知事※

備蓄施設の名称	所在	資器材の種別備蓄数量	備考
日光防災ステーション	愛西市諸桑町地内	土砂2500m <sup>3</sup> 、トンパック土のう200袋等	ヘリポートあり

※他に「水防倉庫」43棟に各種資器材あり（資料編第1参照）

### 第六節 河川管理者からの情報提供（ホットライン）

洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市町村長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者としての建設事務所長が氾濫の恐れがあるときなどに、自ら市町村長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用する。